

第1回税制全体のグリーン化推進検討会

2023年2月6日（月）10:00～12:00

議 事 次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 検討の進め方について
 - (2) 令和5年度環境省税制改正要望の結果について
 - (3) 成長志向型カーボンプライシング構想について
 - (4) 税制グリーン化の目指すべき方向性について
 - (5) その他
3. 閉 会

配 付 資 料 一 覧

【資料】

- ・ 資料1 税制全体のグリーン化推進検討会の開催について
- ・ 資料2 検討の進め方について
- ・ 資料3 令和5年度環境省税制改正要望結果について
- ・ 資料4 成長志向型カーボンプライシング構想について
- ・ 資料5-1 税制グリーン化の目指すべき方向性について
- ・ 資料5-2 国内外における税制のグリーン化に関する状況について

・ 議 事 概 要

1. 検討の進め方について

環境省から資料1、資料2について説明。

2. 令和5年度環境省税制改正結果について

環境省から資料3について説明。これに対する委員からの主な意見は下記のとおり。

- 公害健康被害補償制度において、公害健康被害者への補償の2割を、自動車重量税より拠出することになっている。自動車重量税のエコカー減税を進めることで、その原資が不足することにはならないか。

3. 成長志向型カーボンプライシング構想について

環境省から資料4について説明。これに対する委員からの主な意見は下記のとおり。

- 排出量取引について、自主的参加の枠組の下で削減効果を高める方策や、参加率向上を促すための方策を考えることも重要ではないか。
- カーボンプライシングを財源とした脱炭素投資を効率的に行うよう、効果的な判断基準も検討していくことが重要ではないか。
- 炭素に対する賦課金は財源調達、財源効果を期待したものと思われるが、必要な財源を調達するための賦課金率をどのように決定するのか。
- 賦課金及び排出量取引制度の運用主体は、政府ではなく新しい法人を設立するのか。また、実際の徴収方法はどのようになるのか。
- 排出権はどのような資産かについて、既存の私法・公法上の考え方を明らかにした方がよいのではないか。

4. 税制グリーン化の目指すべき方向性について

環境省から資料5-1について、事務局から資料5-2について説明。これに対する委員からの主な意見は下記のとおり。

- 自然再興は排出削減というよりは自然の再生となるため、外部不経済の内部化というより、外部経済の内部化という観点が必要と考えられる。排出に課金する仕組みとは逆に、森林環境税のように受益者が負担をする方向も必要と考える。
- 国民が自然に触れ合う機会が増えると、自然保全を自らの問題と考え、意識が向上する。これは自然による正の外部性を国民が内部化することにつながる。自然へのアクセス整備

について、都市公園の中に民間の PFI でレストラン等を作る、国立公園内に山小屋を戦略的に配置するなどの取組みが考えられる。テレワークによって地方居住が進むと、自然との触れ合いが増え意識が向上するうえ、都市部の混雑が減る（負の外部性の低下）。こうしたことに環境省として関わっても良いのではないか。都市では、景観向上のため、電柱への課税や放置空き家を減らす取組等に関わってはどうか。スギ花粉は典型的な公害であり、大きな負の外部性があるため、花粉を出す種類のスギ林に課税する、少なくともスギ植林には補助金を出さない等の制限をしてはどうか。住宅の断熱改修について、特に既存住宅の改修を進めることが重要。その際、アルミサッシを使うと課税、樹脂サッシであれば補助金が出るなど、税を用いてより環境に良い方に誘導することも大事ではないか。

- 欧州を中心に、特にレアメタル等の希少資源をリサイクルし、経済発展に繋げていくような戦略が打ち出されている。循環型社会を推進するインセンティブとして、汚染税や製品課税、資源課税がある。ワンウェイで循環させない場合にのみ課税する等、循環に取り組む企業を支援する税制が考えられるのではないか。海洋プラスチックについて、新素材や代替素材開発を促し、課税によりプラスチック生産を減らす課税のあり方も重要。
- インバウンドがあまりにも大きくなりすぎることを考えると、インバウンドに対し入園料を課すことがあり得る。フロンは、回収目標を達成できる状況ではないため、経済的手法を考えることもあり得る。30 by 30 は目標が非常に高く、規制に加えて経済的手法が必要。寄附金税額控除や企業版ふるさと納税の用途を環境対策にするだけでは足りないだろう。
- 正の外部性を内部化する手段は一般的には補助金となる。その際、tax expenditures という優遇措置、或いは deposit refund system のような形でまずファンドを拠出いただき、それを補助金の原資として、生物多様性に取り組む主体に、パフォーマンスに応じて割り当てるような仕組みづくりが必要になるのではないか。
- 日本では、基幹 3 税である消費税、所得税、法人税で財源調達し、それを環境政策に、今よりも潤沢に用いる方が良い可能性もある。諸税・雑税の増加は非効率であり、租税の公平性も考えるべき。
- 地方税について、地方の担当者は、国の規制がある中で、地方独自の取組として中間的・追加的な規制をしたいと考えている。今後は規制緩和の代替として、税が中間的に機能することもあるだろう。その際の負担水準の指標を、環境省や総務省から提示するとよいのではないか。

以上